

豊中市私立幼稚園教諭家賃補助事業補助金要綱

(目的)

第1条 この要綱は、幼稚園教諭に家賃手当を支給するための費用を補助することによって、幼稚園教諭の就業継続及び離職防止を図り、幼稚園教諭が働きやすい環境を整備することによる預かり保育の充実の促進を目的として、市内の私立幼稚園における私立幼稚園教諭家賃補助事業に対する補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、豊中市補助金等交付規則(昭和57年規則第15号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 市内の私立幼稚園に対し、幼稚園教諭に家賃手当を支給する費用を補助する。補助期間は、令和3年度(2021年度)から令和6年度(2024年度)とする。

(事業の対象)

第3条 本事業の対象は私立幼稚園を経営する者であって、次の各号のすべてに該当する者(以下「事業実施者」という。)とする。

- (1) 「豊中市預かり保育充実幼稚園」に認定されていること。
- (2) 令和2年(2020年)4月1日(基準日)時点での新2号認定児の在籍人数から、令和6年度(2024年度)までの各年度4月1日時点の新2号認定児の在籍人数が1人以上拡充されていること。ただし、豊中市に住民票を有する児童に限る。

(対象幼稚園教諭)

第4条 本事業の対象幼稚園教諭は市内の私立幼稚園に勤務する常勤の幼稚園教諭とし、各施設における最大対象人数は5人とする。ただし、施設長は除く。

(実施要件)

第5条 事業実施者は次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 大阪府私立幼稚園経常費補助金及び子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付やその他の補助事業等により、住居手当又はそれに類する補助をしていないこと。
- (2) 本事業は幼稚園教諭の就業継続を含む幼稚園教諭確保のための事業であることに鑑み、幼稚園教諭の就業継続のための研修への積極的参加を図るなど、幼稚園教諭の就業継続に努めること。

(交付の対象)

第6条 補助の対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。ただし、実際に入居実態のある月に発生する経費に限る。

- (1) 家賃手当に係る費用。
- (2) その他市長が相当と認めるもの。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は前条に定める経費に4分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、各施設における職員一人当たりの上限額は別表のとおりとする。

（交付の申込）

第8条 補助金の交付を申し込もうとする者は、補助金交付申込書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長が定めた期日までに提出しなければならない。

- （1）事業計画書兼収支予算書（別紙様式1号）
- （2）家賃手当支給を定めたもの（給与規定等）の写し
- （3）在職等証明
- （4）幼稚園教諭免許状の写し

（交付決定）

第9条 市長は、補助金の交付申込があったときは、当該申込に係る書類等につき審査し、必要に応じて調査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定を行うものとする。この場合において、補助金の額は、概算額を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定に当たって必要な条件を付するものとする。

（交付決定の通知）

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をしたときは、速やかに補助金交付決定通知書（様式第2号）により交付を申し込んだ者に通知するものとする。

（交付の請求）

第11条 第9条及び第15条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者は、速やかに補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（補助金交付）

第12条 市長は、前条の請求があったときは速やかに概算額を交付する。

（補助金の交付決定の変更等）

第13条 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業等の内容又は経費の配分に変更のあるときは、補助金変更交付申込書（様式第4号）を市長が定めた期日までに提出しなければならない。

（変更交付決定）

第14条 市長は、補助金の変更交付の申込があったときは、当該申込に係る書類につき審査し、必要に応じて調査を行い、補助金の額を変更する必要があると認めるときは、補助金の変更交付の決定を行うものとする。第9条第1項後段及び同条第2項の規定は、この場合について準用する。

（変更交付決定の通知）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の変更交付の決定をしたときは、速やかに、補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により、変更交付を申し込んだ者に通知す

るものとする。

(実績報告)

第16条 補助事業者は、補助事業実績報告書(様式第6号)を市長が定めた期日までに提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、家賃手当支給のわかるもの(賃金台帳等)の写しを添付しなければならない。

(補助金の額の確定)

第17条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告書等につき審査し、必要に応じて調査等を行い、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に補助金交付確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(補助金の精算)

第18条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定の通知を受けた場合において、その確定額と既に受けた概算額とに過不足があるときは、市長が定めた期日までに不足額を請求し、又は超過額を返還しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第19条 補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽又は不正の手段により申込をしたとき。

(2) 補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(4) 市職員の指示に従わないとき。

(仕入控除)

第20条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、様式第8号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、市に報告しなければならない。期限までに報告がない場合においては、補助金に係る仕入控除税額がないものとみなす。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(書類の保管)

第21条 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を実績報告後5年間保管しておかななければならない。

(附則)

この要綱は、令和2年12月1日から実施し、令和3年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、令和5年2月28日から実施する。

(附則)

この要綱は、令和6年3月1日から実施する。

別表

| 助成 区分 | 全在籍児における 新2号認定児の割合 (令和6年度(2024年度)までの 各年度4月1日時点) ※ただし、豊中市に住民票を有する児童に限る | 補助基準額 上限 (職員一人当たりの 月額) | 補助人数 上限 |
|----------|---|---------------------------------|------------|
| A | 20%以上 | 60,000円 | 5人 |
| B | 15%以上 20%未満 | 50,000円 | 5人 |
| C | 10%以上 15%未満 | 40,000円 | 5人 |

※新2号認定児の在籍割合が下がり助成区分が変動した場合も、当初付与した助成区分を令和6年度まで維持することとする。ただし、助成区分Cを下回った場合、または新2号在籍児童数が基準日時点の在籍人数を下回った場合は補助対象外とする。